

犯罪被害にあうと…

心身の不調

- 感情や感覚が麻痺し恐怖や痛みをあまり感じない、頭の中が真っ白になる
- 様々な気持ち（恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ちなど）が湧いてくる
- 体の反応がある（どきどきする、手に力が入らない、過呼吸になる）

生活上の困難

- 不本意な転居などの住宅の問題
- 仕事上の困難
- 経済的な困窮
- 家族関係の変化

捜査・裁判に伴う様々な負担

- 捜査や裁判にあたり、事件について何度も説明しなくてはならない
- 事件に関する情報が被害者等に十分に提供されず、当事者である被害者等が捜査から置き去りにされているという感覚を抱くことがある
- 慣れない法廷における精神的負担



綾瀬市では、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄せることを目的として令和7年4月に「犯罪被害者等支援条例」を施行しました。犯罪被害にあわれた方に向け、見舞金等様々な支援を実施しています。

二次被害を知っていますか？

元気づけようとして発した言葉でも、時には二次被害につながってしまうこともあります。

例えば・・・

●決めつけてしまう

「あなたは強いから大丈夫だよ」など

●安易な励まし・なぐさめをしてしまう

「前向きに生きましょう」など

●被害の状況を比べる

「もっとつらい人がたくさんいるよ」など

犯罪の被害にあうことは誰にでも起こり得ることです。身近な人が被害にあったら、焦らずに見守ってください。

綾瀬市以外の相談先

かながわ犯罪被害者 サポートステーション

☎ 045-311-4727

9:00～17:00（月～土曜日）

※祝日・休日・年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く

かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター

「かならいん」

は や く ワンストップ

☎ #8891（全国共通・通話料無料）

または

☎ 045-322-7379

24時間 365日受付

※祝日・休日・年末年始、かながわ県民センターの休館日を除く

法テラス

犯罪被害者支援ダイヤル

なくことないよ

☎ 0120-079714

9:00～21:00（月～金曜日）

9:00～17:00（土曜日）

※祝日・休日を除く

※法テラスは、国が設立した公的な法人です

神奈川県弁護士会

犯罪被害者支援センター

☎ 045-211-7724

13:00～16:00（火・金曜日）

※祝日・休日を除く

ひとりで悩まず、
まずはご相談ください。

犯罪被害に あわれた方へ

支援のご案内



綾瀬市では、犯罪被害にあわれた方から
相談をお受けし、支援を行います。

綾瀬市役所 市民課 広聴相談担当

☎ 0467-70-5605

10:00～16:00（月～金曜日）

※祝日・休日・年末年始を除く

綾瀬市犯罪被害者等支援条例に基づいた支援内容

綾瀬市では、犯罪被害にあわれた方やご家族に寄り添い、誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、条例に基づく支援を行います。

相談等支援

精神的被害に対する相談

精神的負担の軽減を図るために、専門家によるカウンセリングを行います。

- 1案件10回まで無料
1回あたり60分



法律問題の相談

弁護士による法律相談を行います。

- 1案件2回まで無料
1回あたり60分

対象者：犯罪被害にあった市民、又は犯罪被害にあった方の遺族、家族等で市民である方

経済的支援

遺族見舞金

犯罪等に起因する経済的負担の軽減を図るため、見舞金を支給します。

- 遺族見舞金 30万円
- 重傷病見舞金 10万円
(加療1か月以上) 5万円
- 性犯罪被害見舞金 10万円(強制性交等)
5万円(強制わいせつ等)



対象者：犯罪被害にあった市民、又は犯罪被害にあった方の遺族、家族等で市民である方

日常生活の支援

ホームヘルプサービス費用の助成

家事等の支援が必要になった方へホームヘルプサービスの利用費用の一部を助成します

- 1時間4,000円を上限に
合計60時間まで

配食サービス費用の助成

食事を用意することに支障が生じている方へ配食サービスの利用費用の一部を助成します。

- 1人1回あたり1,000円を上限に
30回まで

一時保育費用の助成

就学前の子の家庭での保育が困難となり一時保育を利用した方に、その費用の一部を助成します。

- 1人1日あたり3,000円を上限に
10回まで

一時預かり費用の助成

小学校に就学中の子の家庭での監護が困難となり一時預かりを利用した方に、その費用の一部を助成します。

- 1人1日あたり7,200円を上限に
10回まで

対象者：犯罪被害(死亡、1か月以上の加療を要する重傷病、強制性交等、強制わいせつ等)にあった市民及びその同居家族、同居遺族

居住支援

転居費用の助成

従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が、新たな住居へ転居するためなどに要する費用を助成します。

- 1回あたり20万円を上限に2回まで

対象者：犯罪被害(死亡、1か月以上の加療を要する重傷病、強制性交等、強制わいせつ等)にあった市民及びその同居家族、同居遺族

対象となる主な罪名

人の生命、身体に対する侵害を内容とするもの

条例施行(令和7年4月1日)以降に発生した犯罪等の被害を対象とします。

- 殺人罪、傷害致死罪、強盗致死傷罪、強制性交等罪、強制わいせつ罪、交通死亡事故、ひき逃げ事件など

※ 申請には期限があります。支援にあたって警察に被害届が提出されており被害事実が客観的に確認できることなど、一定の要件がありますので、詳細についてはご相談ください。